

令和7年度徳島県観光入込客統計基礎調査 仕様書

1 事業の目的

観光庁が示した全国共通基準による「観光入込客統計」の基礎データを調査し、交通手段、平均訪問地点数、観光消費額、来訪意向等を把握することにより県内観光のニーズ及び課題等を的確に把握するとともに、今後の効果的な観光施策立案と各施策の円滑な遂行の参考とする。

2 業務内容

(1) 調査地点（次の県内観光地点10地点）

県東部	阿波おどり会館 渦の道	大塚国際美術館 あすたむらんど徳島
県南部	太龍寺ロープウェイ	日和佐うみがめ博物館カレッタ
県西部	脇町うだつの町並み 徳島道・吉野川サービスエリア（上り・下り） 祖谷のかずら橋	大歩危峡まんなか

(2) 調査方法等

- 各地点で調査員2名程度による面接調査とする。
- 各調査地点で2回実施すること。ただし、令和7年12月末までに1回、令和8年1月から3月までの間に1回とする。
- 休日に実施すること。なお、観光客の平均的な訪問地点数、観光消費額単価が把握可能と考えられる日を選定し、正月等は除く。
- 1回の調査当たり、10地点合計で3000サンプル回収を目安とする。

※サンプル数は回収票数ではなく、回答者と同行者の数の合計とする。

＜例＞ 4人（本人を含む同行者数）×75票（回収票数）＝300サンプル

※全ての設問に対して有効に回答している調査票を有効サンプルとし、無効票が出ることを想定して多めに回収すること。

- 人材派遣会社等へ再委託しても差し支えない。
- 回収率を上げるためノベルティを配布することは可とする。その場合、内容は事前に委託者と協議すること。
- 調査票は、別紙様式を基本とするが、委託者との協議のうえ、質問項目は維持しつつ

調査協力が得られやすい調査票への編集ができるものとし、受託者において印刷すること。なお、本県観光のニーズ等を把握するための調査内容を追加することがある。
○調査終了後、速やかに調査票を委託者へ提出すること。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、委託者と十分協議・連絡を取り、その指示及び監督を受けること。
- (2) 業務は、委託者との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様の変更、委託料の変更等については、必要に応じて委託者と協議の上、対応すること。
- (3) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処すること。
- (4) 事故等により発生した損害は受託者が負担すること。ただし、委託者がその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は委託者が負担するものとし、負担額は委託者と受託者で協議して決定する。
- (5) 本業務を遂行する上で知り得た情報・秘密については、委託者の承認を得ることなく第三者に漏らしたり委託業務以外の目的に使用しないこと。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。